



鳥取県公報

平成 28 年 6 月 3 日 (金)
第 8 8 0 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	私立学校振興助成法による監査事項の指定 (399) (教育・学術振興課) 2
	物品売払代金の徴収事務の委託 (400) (畜産試験場) 2
	貸付金の元利償還金の収納事務の委託 (401) (教育委員会事務局人権教育課) 2
◇ 教委告示	物品売払代金の徴収事務の委託 (17) (文化財課) 3
◇ 公 告	土地収用法による収用裁決手続の開始 (県土総務課) 3
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施 (病院局総務課) 4

告 示

鳥取県告示第399号

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第3項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が同条第2項の規定により知事に届け出る平成28年度以後の各年度の貸借対照表、収支予算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定し、平成28年度の監査報告書から適用する。

昭和55年鳥取県告示第272号（私立学校振興助成法による監査事項の指定について）は、平成27年度の監査報告書を限りとして廃止する。

平成28年6月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類（資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支内訳表を除く。）が作成されているかどうか。

鳥取県告示第400号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、畜産試験場における生産品及び家畜類の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年6月3日

鳥取県畜産試験場長 米 田 和 晃

1 委託の相手

(1) 生産品

大山乳業農業協同組合

鳥取県家畜改良協会

(2) 家畜類

J A全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部

鳥取いなば農業協同組合

全国農業協同組合連合会鳥取県本部

鳥取県畜産農業協同組合

2 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

鳥取県告示第401号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年6月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

ニッテレ債権回収株式会社

2 委託した貸付金の元利償還金

鳥取県進学奨励資金（奨学生決定番号3620034、3620061、3620102、3620157、3630013、3630040、3630044、3630073、3630088、4010041、4010058、4010082、4010085、4010112、4010122、4010127、4010140、4010216、4010229、4010257、4020022、4020126、4020141、4030128、4030197、4040030、4040110、4040123、4040132、4040134、4040152、4040160、4040187、4040248、4050058、4050067、4050109、4050117、4050133、4050157、4050162、4050166、4050171、4050175、4050177、4050200、4050209、4050255、4060054、4060071、4060077、

4060100、4060104、4060236、4060239、4070030、4070060、4070079、4070108、4070112、4070142、4070147、4070179、4070209、4080068、4080109、4080137、4080151、4080152、4080163、4080203、4080208、4080213、4080216、4090058、4090062、4090065、4090068、4090097、4090118、4090127、4090169、4090174、4090176、4090213、4090216、4090236、4100033、4100099、4100102、4100135、4100136、4100184、4100199、4100222、4110026、4110078、4110082、4110098、4110109、4110138、4110170、4110182、4120005、4120011、4120015、4120070、4120106、4120112、4120189、4130048、4130060、4130085、4130103、4130166、4130222、4130234) 及び鳥取県育英奨学資金(奨学生決定番号4141014、4141047、4141048、4141092、4141093、4141100、4141102、4141120、4141122、4141146、4151030、4151038、4151040、4151116、4151133、4151134、4151148、4151185、4151263、4151304、4151311、4151355、4151359、4151373、4151412、4151444、4161016、4161040、4161059、4161084、4161102、4161115、4161157、4161224、4161272、4161282、4161301、4161309、4161356、4161371、4161377、4161389、4161401、4161429、4171004、4171010、4171029、4171101、4171104、4171169、4171196、4171237、4171242、4171259、4171275、4171281、4171347、4171445、4171448、4171451、4171470、4171491、4171521、4171561、4171579、4171580、4171585、4171591、4171602、4181007、4181027、4181030、4181034、4181042、4181074、4181084、4181086、4181088、4181091、4181119、4181148、4181162、4181167、4181209、4181231、4181285、4181362、4181380、4181388、4181393、4181406、4181453、4181509、4181516、4181535、4181612、4181625、4181631、4181655、4181692、4191009、4191025、4191046、4191048、4191090、4191240、4191327、4191358、4191361、4191452、4191458、4191483、4191492、4191509、4191531、4191543、4191544、4191625、4191633、4191642、4191645、4201014、4201024、4201125、4201270、4201285、4201360、4201366、4201400、4201401、4201549、4201553、4201583、4201656、4201663、4201686、4201698、4201700、4201705、4211010、4211043、4211111、4211119、4211218、4211263、4211309、4211420、4211438、4211550、4211581、4211612、4211633、4211661、4211671、4211684、4211689、4211692、4211734、4211761、4211777、4211781、4221134、4221243、4221314、4221326、4221348、4221420、4221421、4221454、4221502、4221591、4221666、4221671、4221701、4231025、4231164、4231167、4231238、4231429、4231436、4231513、4231602、4241523、402023、407101、413042、414104、415094、415102、416043、417050、419074、420016、420042、420055、421044、421075、422145、423022)

3 委託期間

平成28年4月28日から平成29年2月28日まで

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第17号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、埋蔵文化財センターが刊行する図書の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年6月3日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

1 委託の相手

出雲市

2 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

公 告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成28年6月3日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

- 1 起業者の名称
鳥取県
- 2 事業の種類
鳥取都市計画道路事業 3・5・17号立川甕山線（鳥取市立川町五丁目地内）
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日
平成28年5月26日
- 4 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土 地						
所在	地番	地 目		全筆の地積 (㎡)		収用の裁決手続の開始を決定した土地の地積 (㎡)
		土地の登記記録上のもの	現況	土地の登記記録上のもの	実測	
鳥取市立川町五丁目	100-10	宅地	宅地	276.29	284.92	45.12

- 5 土地所有者の氏名及び住所
松田 弘志 鳥取市立川町五丁目100-10
- 6 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
株式会社鳥取銀行 鳥取市永楽温泉町171
根抵当権者

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年6月3日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 工 事 名 鳥取県立中央病院建替整備工事（建築）
 - (2) 工事場所 鳥取市江津
 - (3) 工事概要
 - ア 新病院棟の新築に係る建築工事一式（指定部分）

工事種別 新築工事
構 造 鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造 地上11階建
延床面積 53,090平方メートル（屋外に開放された設備シャフト・ピロティ等の2,190平方メートルを含む。）
 - イ 既存外来棟の一部改修に係る建築工事一式

工事種別 改修工事
構 造 鉄筋コンクリート造 地上2階建
延床面積 701平方メートル（改修対象面積）
 - (4) 工 期 契約締結日の翌日から平成30年9月30日まで
なお、指定部分の引渡し期限は平成30年7月31日とする。
 - (5) 予定価格 事後公表
 - (6) 支払条件 前金払又は部分払 有
 - (7) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、技術提案評価型を適用した工事である。
 - (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体

等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

- (9) 本工事の契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な要件に関する事項

本工事の入札に参加することができる者は、平成 28 年鳥取県告示第 359 号（建設工事の一般競争入札に参加する者に必要な資格等）に基づく建築一般に係る一般競争入札参加資格を有している者又は平成 28 年 7 月 29 日（金）までに有する見込みのある 4 者（以下「構成員」という。）により結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件の全てに該当し、かつ、発注者により、本工事に係る入札参加資格及び共同企業体入札参加資格の確認を受け、その資格を有すると認められた者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から平成 28 年 7 月 29 日（金）までの間のいずれの日においても鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成 28 年 3 月 24 日付第 201500184856 号県土整備部長通知）に基づく資格停止措置を受けておらず、かつ、同要綱に規定する資格停止措置の要件に該当しない者であること。
- (3) 申請書の提出期限の日から平成 28 年 7 月 29 日（金）までの間のいずれの日においても会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定による清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (4) 申請書の提出期限の日から平成 28 年 7 月 29 日（金）までの間のいずれの日においても手形交換所において手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 鳥取県の行政事務からの暴力団の排除に関する要綱（平成 22 年 3 月 19 日付第 200900193250 号総務部長通知）第 3 条に基づく排除措置対象者でないこと。
- (6) 本工事に係る設計業務の受託者若しくは当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
- (7) 各構成員が、本工事に係る入札において他の共同企業体の構成員でないこと。
- (8) 鳥取県職員（一般職に限る。）を退職後 2 年以内の者及び鳥取県立中央病院建替整備工事技術提案書等評価委員会（以下「評価委員会」という。）の委員を雇用していない者であること。
- (9) 次に掲げる代表となる構成員（以下「代表者」という。）の要件を満たす 1 者と代表者以外の構成員の要件を満たす 3 者により構成される共同企業体であること。

ア 代表者に関する要件

次の要件を全て満たす者であること。

- (ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査（審査基準日が平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで（合併、分割又は営業の譲渡の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあつては、平成 28 年 6 月 28 日まで）の間にあるものに限る。）の結果における建築一式工事の総合評定値（建設業法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値をいう。以下同じ。）が 1,250 点以上であること。
- (イ) 過去 15 年間（平成 13 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）に延べ面積 25,000 平方メートル以上の鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造による病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院をいう。）に係る新築、増築又は改築工事（増築又は改築の場合は、当該部分の延床面積とする。）を元請として施工した（施工中であるものを除く。）

実績を有すること。ただし、共同企業体としての実績である場合は、出資比率20パーセント以上の実績に限る。

(ウ) 過去15年間に鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造による免震構造の新築、増築又は改築工事を元請として施工した（施工中であるものを除く。）実績を有すること。ただし、共同企業体としての実績である場合は、出資比率20パーセント以上の実績に限る。

(エ) 配置予定技術者に係る事項

次の要件を全て満たす者を専任の主任（監理）技術者として配置できること。

a 構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、平成28年3月28日（月）以前から継続しているものをいう。）にある者

b 一級建築士の資格を有する者又は一級建築施工管理技士の資格を有する者であって、かつ監理技術者の資格を有する者

イ 代表者以外の構成員に関する要件

次の要件を全て満たす者であること。

(ア) 経営事項審査の結果における建築一式工事の総合評価値が980点以上であること。

(イ) アの(エ)の a に掲げる条件を満たす一級建築士の資格を有する者又は一級建築施工管理技士の資格を有する者で、本件工事の期間中主任技術者として専任で配置することができるものを有するものであること。

(10) 共同企業体は次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

イ 代表者は、(9)のアの要件を満たす者であって、出資比率が構成員のうち最大の者であること。

ウ 構成員の出資比率は10パーセント以上であること。

3 共同企業体の結成に関する事項

共同企業体の結成に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 構成員は、この入札公告に係る他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。

(2) 構成員の配置予定技術者は、二人まで同時に申請することができる。また、同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする事は差し支えないが、他の工事を落札したことにより申請した配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した申請書の取り下げ又は入札の辞退を行うこと。これらの行為を行わない入札は無効とし、当該入札者については資格停止の措置を行うことがある。

4 総合評価に関する事項

(1) 本工事の総合評価に関する評価項目は、次のとおりとする。

ア 技術提案

イ 施工体制

(2) 総合評価の方法

ア 基礎点

入札説明書及び設計図書（以下「入札説明書等」という。）に記載された要件を実現できると認められる場合は、基礎点を与える。

イ 加算点及び施工体制評価点

総合評価に関する評価項目について入札説明書で定める評価基準により評価委員会が評価し、加算点及び施工体制評価点を与える。

ウ 評価値

価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である入札者について、基礎点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

(3) ヒアリングの実施

2により入札参加資格を有すると認められる者が提出した技術提案の内容についてヒアリングを実施する。

(4) 落札者の決定方法

ア 次に掲げる要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札し、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 技術提案の内容が最低限の要求要件を満たしていること。

(ウ) 評価値が基礎点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

イ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

(5) 技術提案の内容の遵守

施工に当たっては、事前に提出し適正とされた技術提案の内容を遵守すること。ただし、発注者との協議により、技術提案の内容以上と認められるものについては、これに基づく施工を認める。受注者の責により、技術提案の内容が遵守されない場合は、工事成績評定点の減点及び違約金請求の措置を講じるものとする。

5 手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局新病院建設推進室（鳥取県立中央病院外来棟2階）

電話 0857-26-2271（代表）

(2) 関係資料の配布

入札説明書等は、平成28年6月3日（金）から同月28日（火）までの間に鳥取県立中央病院ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、平成28年6月3日（金）から同月28日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時までの間に、(1)の場所で直接交付するものとする。

(3) 申請書等の提出

ア 提出方法

本入札に参加を希望する者は、入札説明書等に基づき申請書、技術提案書及び施工体制評価に関する資料（以下「申請書等」という。）を作成し、持参又は郵送により提出すること。なお、郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）（以下「書留郵便等」という。）によることとする。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

平成28年6月28日（火）午後4時までに到着したものに限り受け付ける。

エ ヒアリングの実施

平成28年7月4日（月）に開催する予定であり、時間等の詳細については、対象者に別途通知する。

(4) 質問の受付及び回答

ア 質問の提出方法

申請書等に関する質問（入札書の提出に関する質問を除く。）がある者は、簡易な事項に関するものを除き、質問書を作成し、持参、郵便又は電送（電子メールアドレス chuoubyouin@pref.tottori.jp）により提出すること。なお、郵送による場合は、書留郵便等によることとし、電送による場合は、(1)に電話連絡し、着信を確認することとする。

イ 質問の受付期間

質問の受付は、平成28年6月15日（水）午後4時までとする。

ウ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は鳥取県立中央病院ホームページに公開するとともに、(1)の場所において閲覧に供する。

エ 質問に対する回答期限

質問に対する回答は、平成28年6月20日（月）午後4時までとする。

(5) 入札参加資格の通知

2により本工事に係る入札参加資格及び共同企業体入札参加資格を有すると認められた者（以下「入札参加者」という。）には、その旨を平成28年7月8日（金）までに通知する。

6 入札手続きに関する事項

(1) 入札書の提出

ア 提出方法

入札参加者は、入札書に工事費内訳書を添付の上、持参により提出すること。ただし、やむを得ないと認められる場合は、書留郵便等により提出することができる。

イ 提出場所

5の(1)に同じ。

ウ 提出期限

入札書は平成28年7月26日（火）午前9時から同月28日（木）午後4時までに到着したものに限り受け付ける。

エ 質問の受付期間

入札書の提出に関する質問の受付は、平成28年7月21日（木）午後4時までとする。

オ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は鳥取県立中央病院ホームページに公開するとともに、5の(1)の場所において閲覧に供する。

カ 質問に対する回答期限

質問に対する回答は、平成28年7月25日（月）午後4時までとする。

(2) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。なお、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第23条第1項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(3) 開札日時及び場所

平成28年7月29日（金）午後2時30分より鳥取市江津730 鳥取県立中央病院にて開札する。

(4) 落札者決定予定日

平成28年8月4日（木）

(5) 入札の無効

2の入札参加資格のない者による入札、申請書等の提出された資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 入札結果の公表

契約締結後、入札結果を鳥取県立中央病院ホームページに公表するとともに、5の(1)の場所において閲覧に供する。

7 低入札価格調査

(1) 鳥取県低入基準価格及び最低制限価格設定要領（平成19年8月15日付第200700071998号県土整備部長通知。以下「低入要領」という。）第5条に規定する低入基準価格（以下「低入基準価格」という。）を下回った全ての入札者（以下「低入札調査対象者」という。）に対して、低入要領第8条の規定に基づき低入札価

格調査を実施する。

- (2) 低入札価格調査により、その者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者の入札を失格とする。
- (3) 低入札調査対象者に対してヒアリングを実施する。
- (4) 低入札調査対象者は、入札説明書に示す期限までにヒアリングのための追加資料を提出するものとする。
- (5) 提出された資料については、提出期限後における差替え及び再提出は認めない。
- (6) 低入札調査対象者は、調査に協力しなければならない。

8 契約に関する事項

- (1) 契約書作成の要否

要

- (2) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号）第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。ただし、低入基価格を下回る価格で落札した者との契約については、契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の30以上の金額を納付しなければならない。

9 その他

- (1) 手続において使用する言語、通貨、時刻及び単位等

日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

- (2) 著作権の取扱い

ア 落札者が提出した技術提案に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあつては技術提案を提出した者（以下「提案者」という。）に帰属するものとする。

イ 落札者以外が提出した技術提案に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

- (3) 特定調達契約

この調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に該当する。

- (4) 経費の負担

本入札に関し要する経費は、参加者の負担とする。

- (5) 低入基価格を下回った価格での入札

低入基価格を下回った価格をもって契約する場合は、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領（平成14年5月22日付管第471号県土整備部長通知）の4に規定する追加技術者を配置しなければならない。

- (6) 入札手続きにおける交渉の有無

無

- (7) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

- (8) 入札参加資格の認定を受けていない者の参加

2の入札参加資格の認定を受けていない者も5の(3)により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには開札までに入札参加資格の認定を受けていなければならない。

- (9) その他

詳細は、入札説明書等による。

10 Summary

- (1) Subject matter of the contract

Construction work of the Tottori Prefectural Central Hospital(Main building - Architecture)

- (2) Deadline for submitting bidding applications : 4:00 PM, June 28, 2016

- (3) Deadline for other relevant documents for qualification : 4:00 PM, June 28, 2016
- (4) Deadline for the submission of tender : 4:00 PM, July 28, 2016
- (5) Please Contact : Prefectural Central Hospital Construction Promotion Office Tottori
Prefectural Government 730 Edu Tottori-shi, 680-0901 Japan, TEL 0857-26-2271